

年その一部を改正している。同法によると旅行あつ旋業は免許制となっており、その免許条件としては (ア) フランスの国籍を有するものであること、会社であるときはその所在地、役員の国籍および会社の資本系統に照らし、フランスの会社たる性格を有すること (イ) 身元および経営能力に関する必要な保証を提示するほか、営業組織を有し資力が十分であること (ウ) 企業目的および法規に適合した記号・名称または営業上の呼称を有すること (エ) 保証金(営業用家屋の総賃貸価額の 50% 相当額、ただし 4 万フラン以上 20 万フラン以下) の納付。

なお本法は当初は非営利の旅行機関には適用がなかったが、その後の改正により非営利団体も免許権者たる運輸大臣の監督を受け、かつ当該団体の加入者の旅行を組織する場合以外は本法の適用除外はないこととなった。

イ イタリア

1936 年緊急政令をもって観光旅行あつ旋業の取締りに関する政令(その後しばしば改正されかつ法律となる)が制定された。

同法によれば旅行あつ旋業を営むためには、国民文化省が特別委員会の意見を徴し、(ア) 旅行あつせんの能力 (イ) 営業場所 (ウ) 設備の有効性等について審査した結果与えられる認可を受け、かつ警察の許可を受けなければならない。なおこの許可は ① 申請者がイタリア市民であることの証明 ② 支配人が旅行および観光事業組織の中において少なくとも 5 年間支配人としての職務を行ったこと、および欧州の主要外国語のうち少なくとも 2 箇国語を正確に話しかつ書くことができること ③ 外国会社はその法定代理人がイタリア市民権を有すること、ただしイタリアにおいて外国市民によって代表される外国会社に対しても、その会社の所属する国から互恵的待遇が与えられている場合において、当該会社の資格条件が国民文化省によって認められているときはこのかぎりでない。以上の条件を満たす場合にかぎって与えられる。

なお当該認可を受けた者は旅行あつ旋に関し、客に与える損害の補償を保証するため最低 2 千リラ、最高 5 万リラの範囲内で定められる額の所定の証券を供託しなければならない。

つぎに旅行あつ旋の営業所に対しては ① 会社の観光事業活動の一般的方針 ② 接客設備および宣伝組織の能率 ③ 国内旅行のための全国的均一料金の実施 ④ 各種の接遇ならびに情報、輸送手段、通訳およびガイドの質および機能 ⑤ 営業所所在地の位置の適不適について監督が行われる。

また旅行あつ旋に関する広告、あつ旋趣意書等の公表および頒布についても国民文化省の認可を受けなければならない。

(4) 通訳案内業(ガイド)関係法規

ガイドについても欧州はじめ海外の諸観光国においては何らかの取締りを行っている国が多いが、仏・伊の両国においては特別の単独法が制定施行されている。

ア フランス

1939 年大統領令で観光通訳ガイド取締令を制定した。同令によればガイド業は免許制となっており、その免許条件としては (ア) 成年者であること (イ) 品行方正であること (ウ) 「公認ガイド」の観光教育修業証書の所持者であること (エ) フランスの国籍を有するかまたはガイド業に関し、同等の権利をフランス国民に与える国の国籍を有する者であること (オ) 本令公布のときに 5 年以上フランスに居住する外国人で有効な身分証明書を有し、現にガイド業を営み(ア)から(ウ)までにかかせる条件に合致する者については、ガイド業者の 10% の範囲内において免許を与えることができる。

つぎに取締りの内容としては ① 公認ガイド章をはい用すること ② 免許証および公認ガイド章の譲渡または貸与を行わないこと ③ 当該官吏または市町村吏員の請求があるときは免許証および公認ガイド章を提示すること ④ 協定料金(その定めがないときは当該地方の慣習による料金)を遵守すること ⑤ 地方警察の証明がある料金表の写を携帯すること ⑥ チップその他の物質的給付を請求しないこと。

イ イタリア

ガイド・通訳およびクーリエ(ガイドより低級の旅行案内人)がその営業を行うには、県試験委員会の行う口頭弁論試験に合格し、かつ県警察部部長の免許を受けなければならない。ガイドの試験を受けるためには (ア) 出生証明書 (イ) 裁判所の犯罪記録証明書 (ウ) 身体に欠陥がなく、その職に堪えうることを証明する医師の証明書 (エ) イタリア国の市民権証明書 (オ) 下級中等学校またはこれと同等以上の資格のある学校の卒業証明書 (カ) 県の当座勘定に受験手数料(100 リラ)を納付した旨の証明書の提出を必要とする。なおクーリエの受験には(エ)の証明書のかわりに、互恵協定の存する国の国民であることを証する証明書を提出してもよい。

なお県知事は各地区ごとに営業を免許すべきガイド・通訳およびクーリエの最大限度の数を決定し、登録することになっている。

つぎに取締り面を見ると ① 料金は県価格委員会の認可を受けなければならない ② 免許証を携帯し警察官から請求があったときはこれを提示しなければならない ③ 他の職業とくに商業的活動を営むことはできない。

(5) 観光機構関係法規

観光機構についてもフランス、イタリアおよび戦前のドイツ等はいずれも整備した法規を有し、強力な行政運営が図られていたのである。いま仏・伊両国の観光機構関係の法規を概観すると、

(ア) フランス

1935 年観光事業の行政組織に関する大統領令を制定した。同令により従来の観光局を廃止して、観光行政機関と実務機関とを分離し、行政機関としては観光院を、また実務機関としては中央観光振興会を設立した。

観光院は国家的な見地から観光事業を助長促進、総合調整および指導監督する観光行政機関であり、同院の総裁は (ア) 観光事業の発達のための調整および奨励 (イ) 対外観光宣伝の指導および拡充 (ウ) 中央観光振興会の理事長として同会を管理すること (エ) その他観光事業活動およびホテル業の助長に必要な発議をなしおよび措置を講ずること。以上の諸事項を掌ることになっており、総理大臣および工部大臣(後の土木運輸観光大臣)の推せんにより大統領令をもって任命される。なお総裁は次長および財務参事官により補佐される。

また観光に関する事項を研究し、およびこれに関する工部大臣または観光院総裁の諮問に応ずるため観光委員会が設置された。

さらに工部大臣の監督に属する財団法人として中央観光振興会が設置された。その事業は ① 在外宣伝事務所の設置および管理その他による対外観光宣伝の実施 ② 観光・ホテルおよび交通に関する情報の収集・伝達その他観光客に対する便宜供与に関する方策の樹立・実施 ③ 観光客の誘致促進のための恒久的・定期的または臨時的施設、催物の設置・開催またはその促進に関する事業の助成。同令は戦後もしばしば改正されたが大きな変更はない。